

事 務 連 絡
平成 2 0 年 6 月 2 0 日

都道府県国民健康保険主管課（室）
国民健康保険事業月報・年報担当者 様

厚生労働省保険局
調査課数理第 2 係

「改正月報・年報の記載方法に関する Q & A」の改正等について

国民健康保険事業の統計・調査業務につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記資料につきましては、平成 2 0 年 3 月 3 1 日事務連絡「国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）、国民健康保険退職者医療毎月事業状況報告書（退職者医療事業月報）、国民健康保険事業状況報告書（事業年報）及び国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）の記載について」において、各都道府県の事業月報・年報担当者からご照会をいただいた内容をまとめて「別紙 1」としてお知らせしたところです。

今回、新たにご照会いただいた内容を加えて標記資料の一部を改正いたしましたので、事業月報・年報の記載の際にはご留意いただくと共に、管内の各保険者への周知方よろしくお願い申し上げます。

改正月報・年報の記載方法に関するQ & A（平成20年6月改正版）

*平成20年4月以降に各都道府県の担当者からいただいた照会については、

追加 表示をして付け加えております。

1 A表

Q1：「(再掲) 70歳以上一般」と「(再掲) 70歳以上現役並み所得者」は、「(再掲) 前期高齢者」のさらに再掲ということでしょうか。

A1：お見込みの通りです。

Q2：75歳未満で、いわゆる障害認定により後期高齢被保険者の資格を取得した者が、その後に障害程度の軽減等で後期高齢被保険者の資格を喪失し国保の資格を取得した場合、「被保険者増減内訳」のどの欄に記載するのでしょうか。

A2：「増」の「後期高齢者離脱」欄に記載して下さい。

Q3：「被保険者数」の「(再掲) 未就学児分」と「(再掲) 前期高齢者分」の年度平均については、市町村は3月～翌年2月の累計を12で除した数値を記載することとなっています。平成20年度の年報の場合、平成20年3月は改正前の様式の対応となるため、「(再掲) 未就学児分」と「(再掲) 前期高齢者分」の区分がありませんが、どのように年度平均を算出するのでしょうか。

A3：「(再掲) 未就学児分」については、平成20年3月の「(再掲) 3歳未満」を含めた12ヶ月分の累計として、12で除して算出して下さい。「(再掲) 前期高齢者分」については、平成20年度の年報のみ平成20年4月～平成21年2月の11ヶ月分の累計を11で除して算出して下さい。

Q4：国保組合で、後期高齢被保険者である組合員がいる場合、どの欄に記載するのでしょうか。

A4：「世帯数」欄に記載し、「被保険者数」欄には記載しないで下さい。

Q5：被保険者数の(再掲) 前期高齢者について、「高齢者の医療の確保に関する法律第32条の規定による前期高齢者である被保険者」とありますが、具体的にはどの範囲までを計上するのでしょうか。

A 5 : 月報であれば月末、年報であれば年度末時点の、65歳の誕生日の翌月（ただし、65歳の誕生日が1日であれば当月から）から、75歳の誕生日までの間にある被保険者数を計上します。月末に75歳となる場合は、翌日に国保の資格を喪失するため、前期高齢者数としての計上の対象となります。

Q 6 : 被用者保険の被保険者が後期高齢被保険者の資格を取得することで、その被扶養者が国保被保険者の資格を取得した場合、「被保険者増減内訳」のどの欄へ記載するのでしょうか。

A 6 : 「増」の「社保離脱」欄に記載して下さい。

Q 7 : 平成20年3月31日以前ですでに老人医療受給対象者であった者は、平成20年4月1日をもって後期高齢被保険者の資格を取得するが、それによる国保被保険者の資格喪失についても、平成20年4月月報報告分の「被保険者増減内訳」欄の減の「後期高齢者加入」に記載するということでしょうか。

A 7 : お見込みの通りです。

追加 Q 8 : 国保組合員が後期高齢被保険者の資格を取得したが、引き続き組合員の資格を有している場合、「世帯数」欄に記載すると共に、「被保険者増減内訳」欄の減の「後期高齢者加入」へ記載するということでしょうか。

A 8 : お見込みの通りです。

2 B表

Q 1 : 指定公費負担の対象である被保険者から療養費の支給申請があった場合、保険者は9割相当を被保険者に支給し、公費負担分1割相当については審査支払機関に請求することとなっていますが、この公費負担分が事業勘定の決算で計上される場合、経理状況のどの欄に記載すればいいのでしょうか。

A 1 : 「収入」の「その他の収入」、「支出」の「その他支出」に記載し、「支出」の「保険給付費」には記載しないで下さい。また、「3. 保険給付等支払状況」にも記載する必要はありません。

併せて、事業勘定の決算で計上されない場合はB表に記載する必要はありませんので、念のため申し添えます。

Q 2 : 後期高齢被保険者である組合員に対して国保組合が賦課する保険料は、どの欄に記載すればいいのでしょうか。

A 2 : 「収入」の「保険料(税)」の「医療給付費分」へ記載して下さい。また、B表(2)の集計対象となります。

追加 Q 3 : 国保組合に対して交付される「高額医療費共同事業補助金」は、従来通り「収入」の「出産育児一時金等補助金」に記載するのでしょうか。

A 3 : 平成20年度年報からは、市町村と同様、収入の「高額医療費共同事業負担金」に記載して下さい。

追加 Q 4 : 特定健康診査において、特定健診項目以外に保険者が独自に項目を上乗せして実施する場合、その上乗せ分の費用は「特定健診等事業費」に含めて記載するのでしょうか。

A 4 : 上乗せ分は「保健事業費」へ別途記載して下さい。

追加 Q 5 : 国庫支出金の療養給付費等負担金のうち、老人保健医療費拠出金相当分が含まれる場合、「(再掲)後期高齢者支援金等分」に記載するのでしょうか。

A 5 : 老人保健医療費拠出金相当分は「(再掲)後期高齢者支援金等分」へ記載する必要はありません。

追加 Q 6 : 国保組合に交付される事務費負担金のうち、「(再掲)後期高齢者支援金等分」はどのように記載するのでしょうか。

A 6：国保組合において、事務経費のうち後期高齢者支援金等に係る分として予算上で計上している場合は、その額で事務費負担金の総額を按分した額を記載して下さい。特に予算上で計上していない場合は、記載の必要はありません。

追加 Q 7：年報B表（2）の保険料（税）算定額、保険料（税）軽減額、その他の減免額、賦課限度額を超える額、課税対象額、課税対象世帯数及び課税対象被保険者数の各欄については、賦課期日現在の数値を記載することとなっています。平成20年3月まで老人医療受給対象者だった被保険者は、制度改正により平成20年4月1日で後期高齢被保険者の資格を取得し、翌2日に国保被保険者の資格を喪失しますが、この旧老人医療受給対象者に係る4月1日の賦課期日現在の数値も記載対象とするのでしょうか。

A 7：平成20年度年報に限り、平成20年3月まで旧老人医療受給対象者であった者に係る4月1日の賦課期日現在の数値は記載の対象としないで下さい。

3 C表

Q1：平成20年3月診療分以前の制度改正前の療養の給付等について、請求遅延のため改正後のC表の記載対象となった場合、どの欄に記載すればいいのでしょうか。

A1：「全体」に記載すると共に、以下の3点に基づいて年齢の再掲区分を整理して、記載して下さい。

①診療時の年齢で区分する。

②診療時の様式（改正前の旧様式）において、年齢の再掲区分の対象とならない場合、改正後の様式も同様に年齢の再掲区分をしない。

③診療時の様式（改正前の旧様式）において、年齢の再掲区分の対象となる場合、改正後の様式において旧様式の年齢の再掲区分に相当する記載欄がある場合、その欄に記載する。

（※上記3点に基づき、年齢の再掲区分をまとめたものが以下の表です。）

平成20年3月以前の 診療時の年齢	改正前旧様式における再掲 の区分	改正後様式における再掲の 区分
3歳未満	3歳未満分再掲	未就学児分再掲
3歳以上の未就学児	該当なし	該当なし（全体の上に記載）
65歳以上70歳未満	該当なし	該当なし（全体の上に記載）
70歳以上若人	70歳以上一般分再掲 ・70歳以上一定以上所得者 分再掲	70歳以上一般分再掲 ・70歳以上現役並み所得者 分再掲

Q2：改正前の旧様式に記載した給付等で、制度改正後に損害賠償金等が調定され、改正後のC表で過誤調整等を行う場合、どの欄を調整すればいいのでしょうか。

A2：「全体」を調整すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄を併せて調整して下さい。

Q3：平成20年3月診療分以前のレセプトに係る高額療養費、もしくは平成20年3月以前の診療等に係る療養費を制度改正後に支給決定した場合、改正後のC表のどの欄に記載すればいいのでしょうか。

A3：「全体」に記載すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄に記載して下さい。

Q4：入院レセプト1枚で支給決定した高額療養費が多数該当である場合、「単独分」の

「多数該当」と「入院分」のどちらに記載するのでしょうか。

A 4 : 「多数該当分」に記載して下さい。

Q 5 : 「高額介護合算療養費」欄に記載する金額は、介護分は除いた医療分のみが対象となるのでしょうか。

A 5 : お見込みの通りです。

Q 6 : 年報C表は当該年度の6月から翌年5月までの月報C表各欄の数値を累計して記載することとなっておりますが、平成20年度の年報C表を作成するに当たって、平成20年3月診療分が改正前旧様式で記載される平成20年6月月報の「療養の給付等」について、どのように累計すればよいのでしょうか。

A 6 : 平成20年6月月報の「療養の給付等」及び「食事療養・生活療養（再掲）」を平成20年度年報として累計する際、「薬剤一部負担額」及び「他法負担分」の「他法優先」は累計する必要はありません。

また、「70歳以上一般分再掲」「70歳以上一定以上所得者分再掲」「3歳未満分再掲」の各再掲区分については、Q1の請求遅延分と同様に、改正前旧様式の「70歳以上一般分再掲」は改正後様式の「70歳以上一般分再掲」、改正前旧様式の「70歳以上一定以上所得者分再掲」は改正後様式の「70歳以上現役並み所得者分再掲」、改正前旧様式の「3歳未満分再掲」は改正後様式の「未就学児分再掲」として累計して下さい。

追加 Q 7 : 地方単独事業との併用により支給決定された高額療養費は、「他法併用分」の記載対象となるのでしょうか。

A 7 : 「他法併用分」の記載対象としないで下さい。

追加 Q 8 : 指定公費負担が適用される療養費の記載方法は、療養の給付と同様に保険者負担が医療費の8割相当、一部負担金と同1割相当、他法負担分と同1割相当とするのでしょうか。

A 8 : お見込みの通りです。

追加 Q 9 : 長期高額特定疾病である入院レセプトについて支給決定した高額療養費は、「長期疾病分」と「入院分」のどちらに記載するのでしょうか。

A 9 : 「長期疾病分」へ記載して下さい。

4 D表

Q 1 : 年報D表は5月～4月月報の12ヵ月分を累計して作成しますが、制度改正前となる平成20年5月分のD表は、19年度年報を作成する際に累計の対象とするのでしょうか。

A 1 : 平成20年5月分のD表は平成19年度年報の累計の対象とはせず、月報のままで作成し報告して下さい。

Q 2 : 月報・年報D表は様式廃止となるため平成20年5月分が最終報告分となりますが、平成20年5月分に間に合わない制度改正前の旧老健制度の請求遅延分、及び過誤調整分はどのように報告すればいいのでしょうか。

A 2 : 月報・年報で特に報告する必要はありません。

5 F表

Q1：平成20年3月診療分以前の制度改正前の療養の給付等について、請求遅延のため改正後のF表の記載対象となった場合、どの欄に記載すればいいのでしょうか。

A1：「全体」に記載すると共に、「2 C表」のA1と同様に年齢の再掲区分を整理して、記載して下さい。

(※年齢の再掲区分をまとめたものが以下の表です。)

平成20年3月以前の 診療時の年齢	改正前旧様式における再掲 の区分	改正後様式における再掲の 区分
3歳未満	3歳未満分再掲	未就学児分再掲
3歳以上の未就学児	該当なし	該当なし（全体の上に記載）
65歳以上70歳未満	該当なし	該当なし（全体の上に記載）
70歳以上若人	70歳以上一般分再掲 ・70歳以上一定以上所得者 分再掲	該当なし（全体の上に記載）

Q2：改正前の旧様式に記載した給付等で、制度改正後に損害賠償金等が調定され、改正後のF表で過誤調整等を行う場合、どの欄を調整すればいいのでしょうか。

A2：「全体」を調整すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄を併せて調整して下さい。

Q3：平成20年3月診療分以前のレセプトに係る高額療養費、もしくは平成20年3月以前の診療等に係る療養費を制度改正後に支給決定した場合、改正後のF表のどの欄に記載すればいいのでしょうか。

A3：「全体」に記載すると共に、A1と同様に年齢の再掲区分を整理して該当する再掲区分欄に記載して下さい。

Q4：年報F表は当該年度の6月から翌年5月までの月報F表各欄の数値を累計して記載することとなっておりますが、平成20年度の年報F表を作成するに当たって、平成20年3月診療分が改正前旧様式で記載される平成20年6月月報の「療養の給付等」について、どのように累計すればよいのでしょうか。

A4：平成20年6月月報の「療養の給付等」及び「食事療養・生活療養（再掲）」を平成20年度年報として累計する際、「薬剤一部負担額」及び「他法負担分」の「他法優先」は

累計する必要はありません。

また、「70歳以上一般分再掲」「70歳以上一定以上所得者分再掲」「3歳未満分再掲」の各再掲区分については、Q1の請求遅延分と同様に、改正前旧様式の「3歳未満分再掲」を改正後様式の「未就学児分再掲」として累計して下さい（改正前旧様式の「70歳以上一般分再掲」及び「70歳以上一定以上所得者分再掲」は累計する必要はありません。）。

6 G表

Q：平成20年度以降に、平成19年度以前に遡及する退職振替が発生した場合、年報ではどのように報告すればいいでしょうか。

A：年報で特に報告する必要はありません。